
費用負担見直しに伴う利用者・家族への影響に関する調査

報告書

調査について

I	調査の趣旨と方法	1
II	調査結果の詳細	
1	施設の形態について	2
2	負担限度額認定について	2
3	介護保険負担割合について	11
III	総括	16

資料

	調査票（調査項目）	17
	委員名簿	23

平成29年6月

東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会

職員研修委員会 生活相談員研修委員会 ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会

I 調査の趣旨と方法

1 調査目的

平成 27 年 4 月の介護報酬改定は、平均でマイナス 2.27%の減額となり、施設を運営する事業者にとって大変厳しい結果となった。同様に特別養護老人ホームに入所を希望する方や、すでに入所している方でも「負担限度額の要件の変更」「2割負担の導入」の影響により負担増を伴う場合もみられた。さらに平成 28 年 8 月には、非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）も判定要件に勘案されることとなり、高齢者・家族による一層の負担増が見込まれる。

昨年度本委員会で実施した「介護保険改訂に伴う利用者への影響に関するアンケート調査」に引き続き、平成 28 年 8 月の改定が、入所を希望する高齢者・家族や、すでに入所している高齢者・家族にどのような影響がもたらされたのかをあきらかにする目的により調査を実施した。

2 調査内容

特別養護老人ホームの負担限度額認定状況、介護保険の負担割合状況など

3 調査対象

東社協 東京都高齢者福祉施設協議会 特養分科会所属施設の生活相談員

4 調査時期

平成 28 年 10 月 14 日～10 月 31 日

5 調査方法

FAXとメールにて調査票を配布し、インターネットのアンケート回答フォームによる回収。

6 回収状況

【総計】

対象	配布数	有効回答数	回収率 (%)
東京都高齢者福祉施設協議会 特養分科会 会員	467	267	57.2

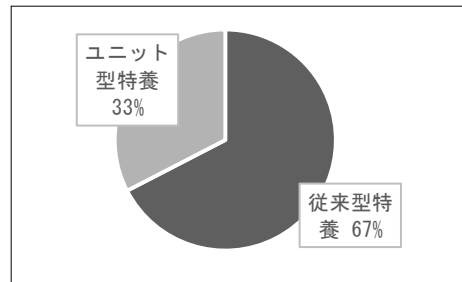
【有効回答数および施設種別内訳】

対象	有効回答数	構成比 (%)
従来型	180	67.4
ユニット型	87	32.6

Ⅱ 調査結果

1 施設の形態について (n=267)

形態	回答数
全体	267施設
従来型特養	180施設
ユニット型特養	87施設

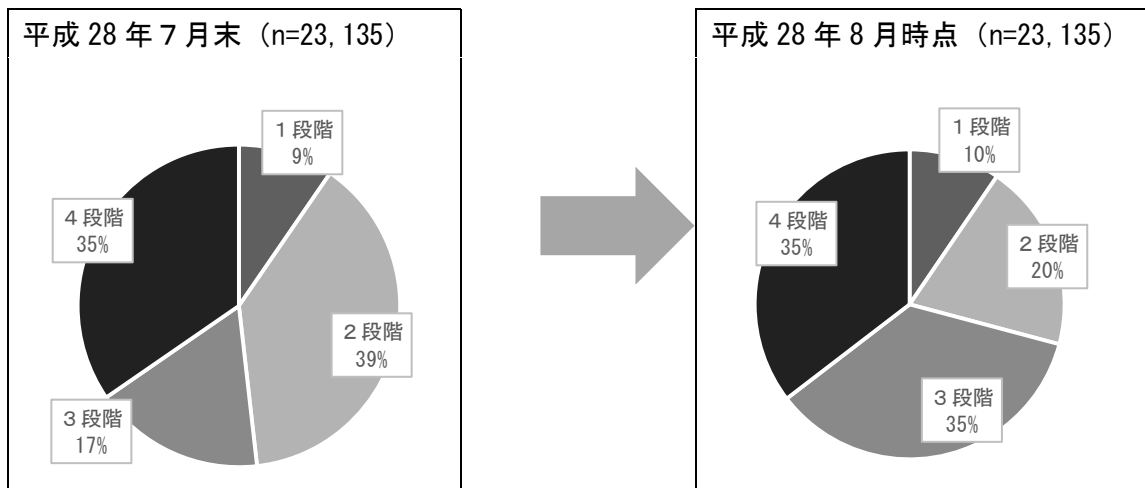


2 負担限度額認定について (n=調査対象入所者)

問1 平成28年7月末時点での負担限度額認定者の数 (7月31日時点)

問2-1 平成28年8月時点での負担限度額認定者の数 (境界層を含めた該当者数)

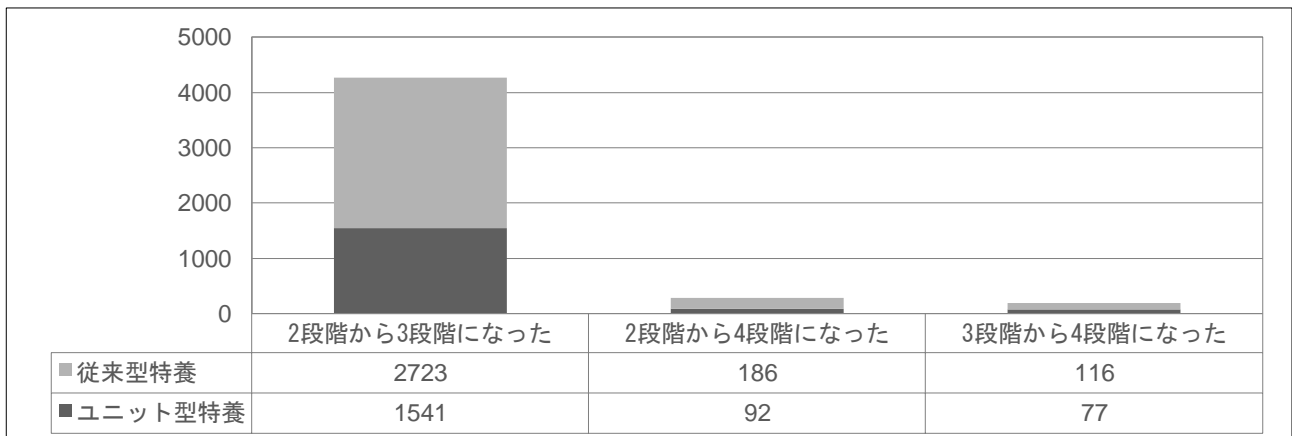
<負担限度額者構成比率>



問2-2 平成28年7月末時点で集計した方が8月に入ったあとの変化について

※8月入居者は含まない。

<段階別推移> (n=4,735)

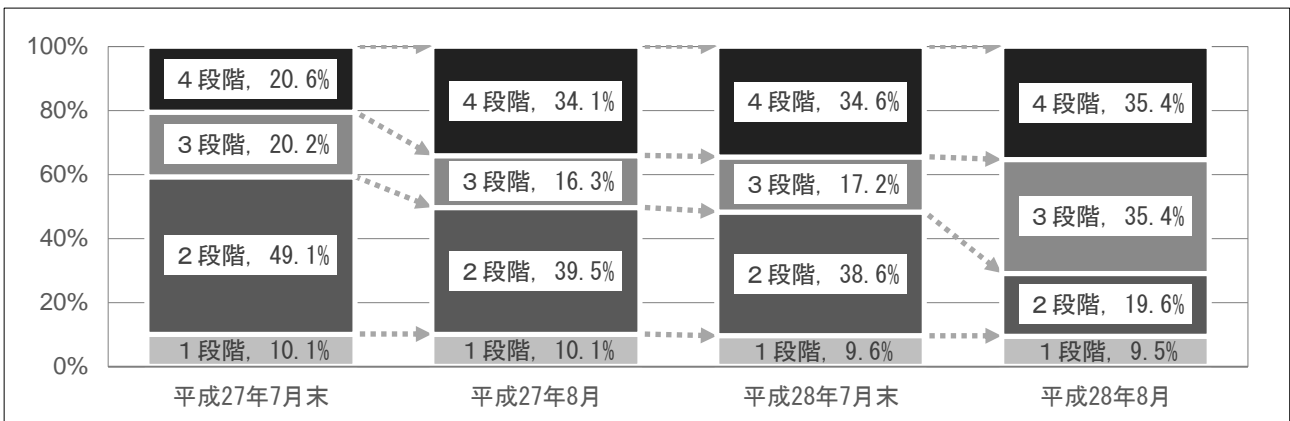


●【問2-1】～【問2-2】について（コメント）

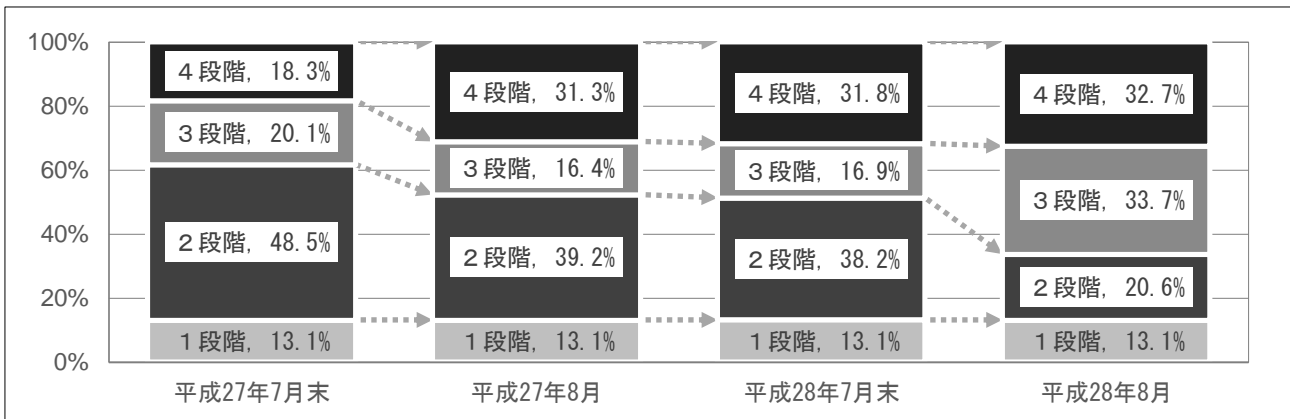
平成28年8月時点における調査対象利用者として、267施設で合計23,135名（従来型16,123名、ユニット型7,012名）となった。

負担限度額認定の対象人数は、更新・要件変更前が利用者総数（23,135名）のうち約65.4%、更新前後は64.8%と認定者比率に大きな変化はなし。段階別推移については、利用者合計23,135名のうち、4,735名が負担限度額段階の変更となり、2段階から3段階への推移が多くなっている。

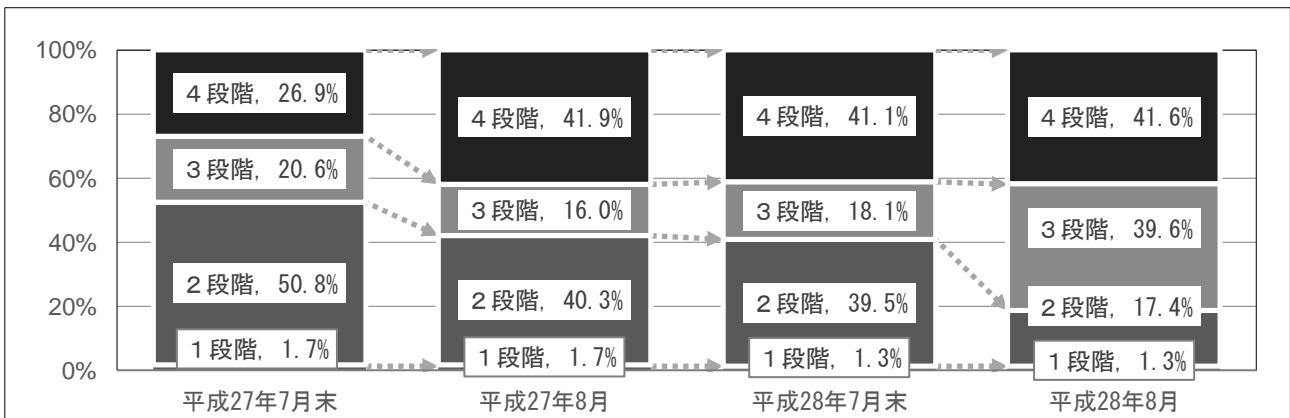
<平成27年からの推移（全体）>（平成27年 n=24,117 平成28年 n=23,135）



<平成27年からの推移（従来型）>（平成27年 n=17,707 平成28年 n=16,123）



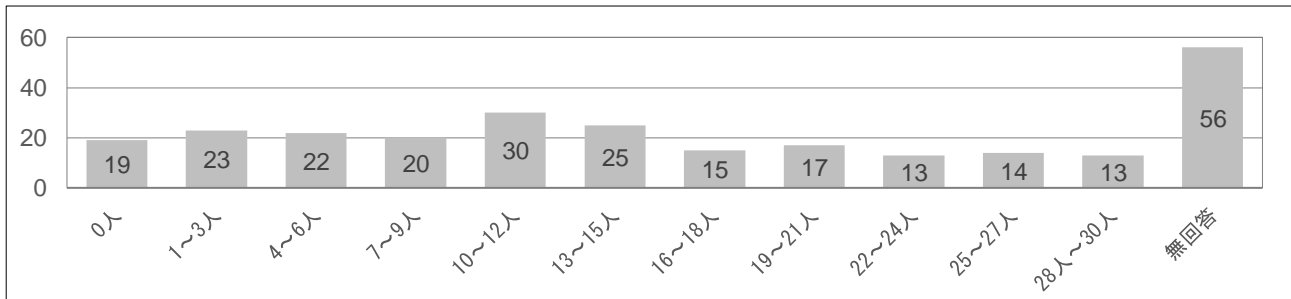
<平成27年からの推移（ユニット型）>（平成27年 n=6,410 平成28年 n=7,012）



問3 負担限度額が変更になった利用者・家族について (n=調査施設数)

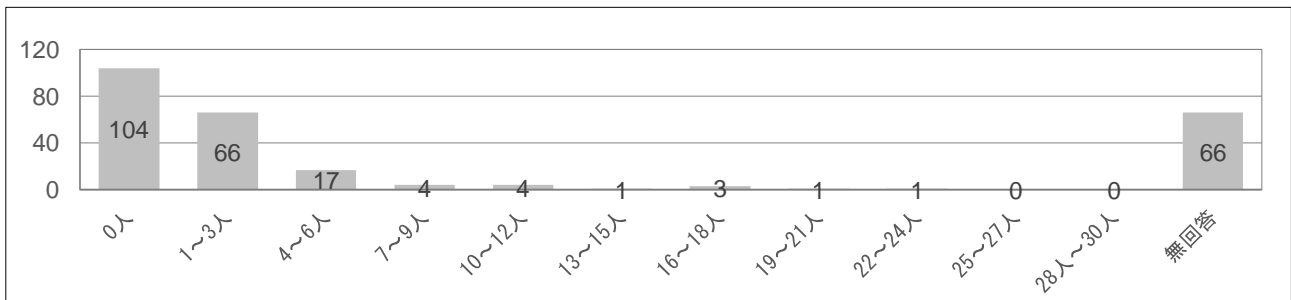
問3-1 非課税年金を勘案して変更になった利用者の人数

<全体図> (n=267)



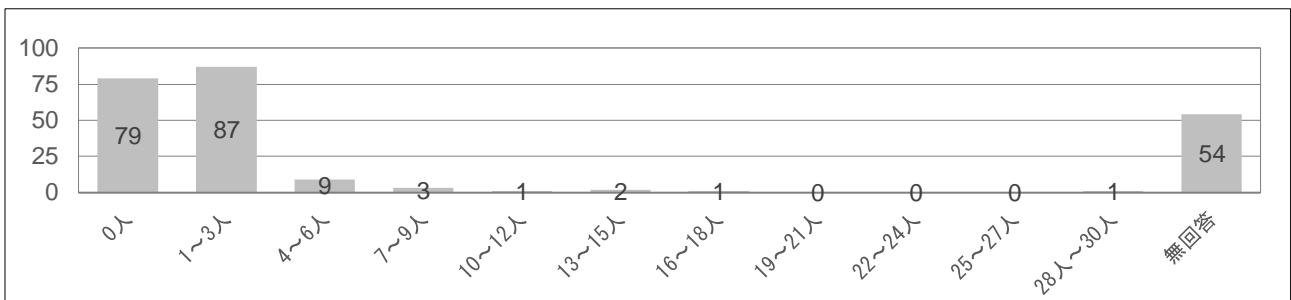
問3-2 配偶者の所得を勘案して変更になった利用者の人数

<全体図> (n=267)



問3-3 預貯金額が要件で外れた利用者の人数

<全体図> (n=267)

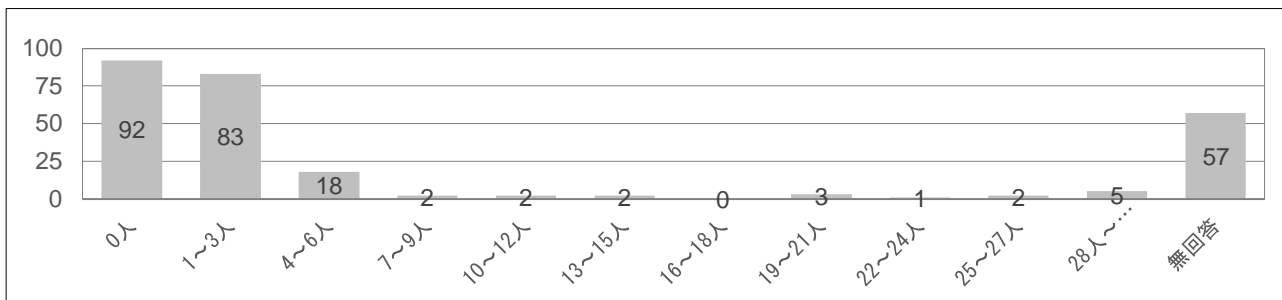


● 【問3-1】～【問3-3】について (コメント)

平成28年7月以前と同年8月以降のデータを比較すると、全体で2段階の方は19%減少の一方、3段階の方は18.2%増加した。2段階から3段階に移行した利用者について、従来型では約17%の増加、ユニット型では約21%の増加となった。なお1段階と4段階の割合には大きな変化が見られない。

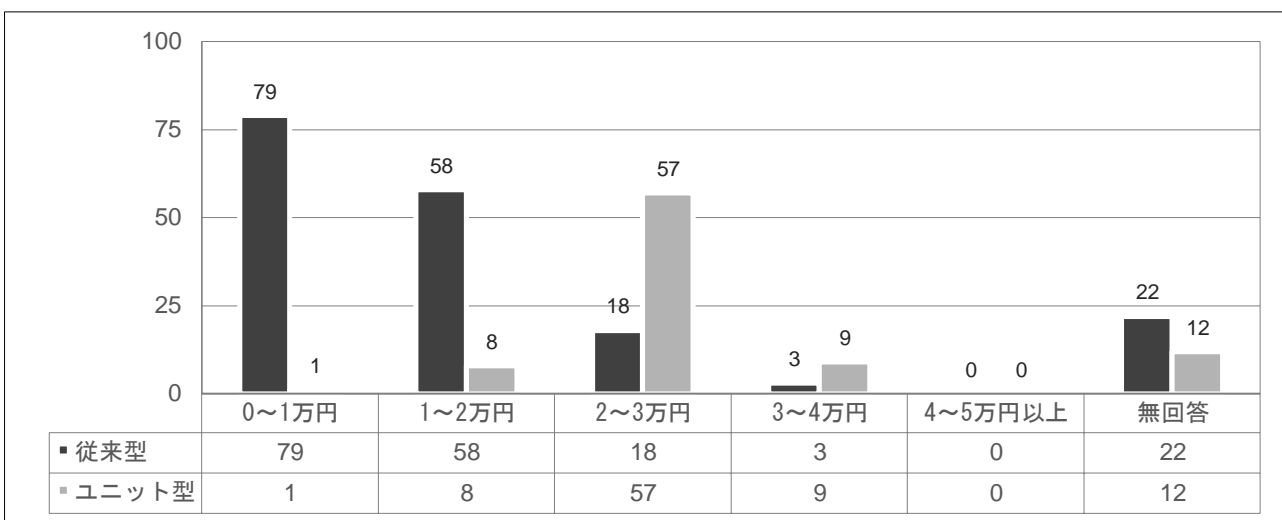
問3-4 要件を見て、申請をしなかった利用者の人数

<全体図> (n=267)



問3-5 年金で変更（2段階から3段階）になった利用者について、利用料の変化額

<全体図> (n=267)



●【問3-4】～【問3-5】について（コメント）

従来型では「0万円～1万円」「1～2万円」の利用料増がほとんど。これらの金額差の要因は、従来型でも多床室と従来型個室で居室料が異なるためと思われる。また、ユニット型では「2～3万円」の利用料増が半数以上を占めている。

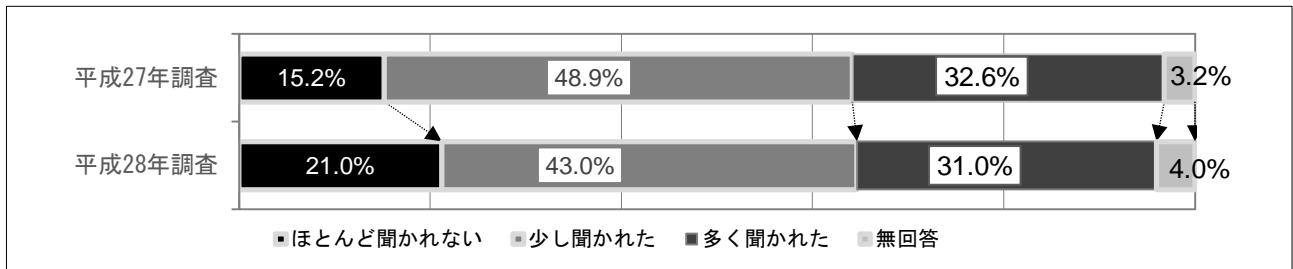
仮に、従来型で2万円、ユニット型で3万円が毎月負担増となると、一人当たり従来型では年間で24万円、ユニット型では36万円もの負担増という試算になる。これを2段階から3段階になった利用者の人数4,264人（従来型：2,723人、ユニット型：1,541人）にあてはめると、年総額で約12億円が新たな利用者負担として生じたことになる。

<参考> 食費・部屋代の負担限度額の要件見直しについて

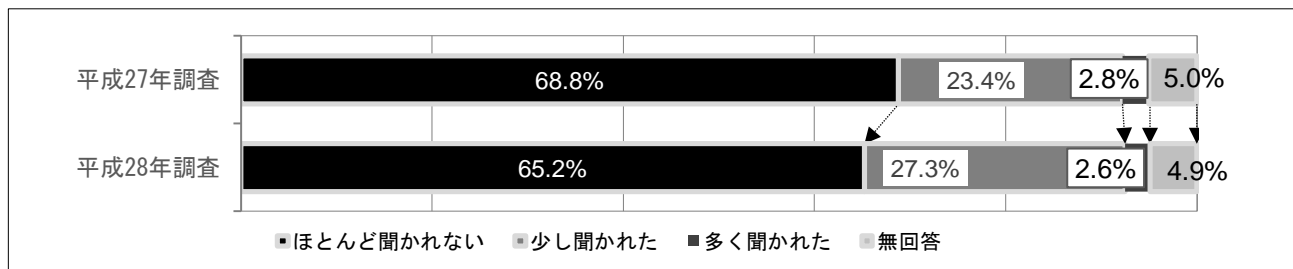
食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入に、平成28年7月までは課税年金（老齢年金など）の収入のみが対象になっていたが、平成28年8月から非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになった。なお、第二段階の収入の上限は年間80万円以下で変更はない。

問 4 負担限度額が変更になった利用者・家族の声 (n=調査施設数) ※平成 27 年調査比

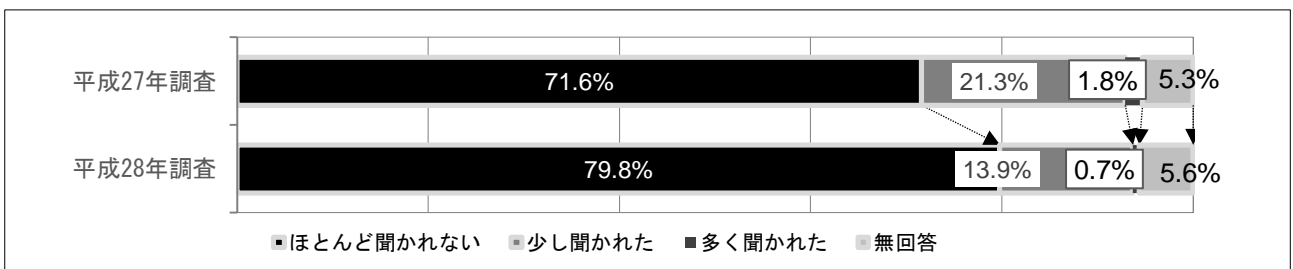
問 4-1 「制度変更なので仕方ない」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



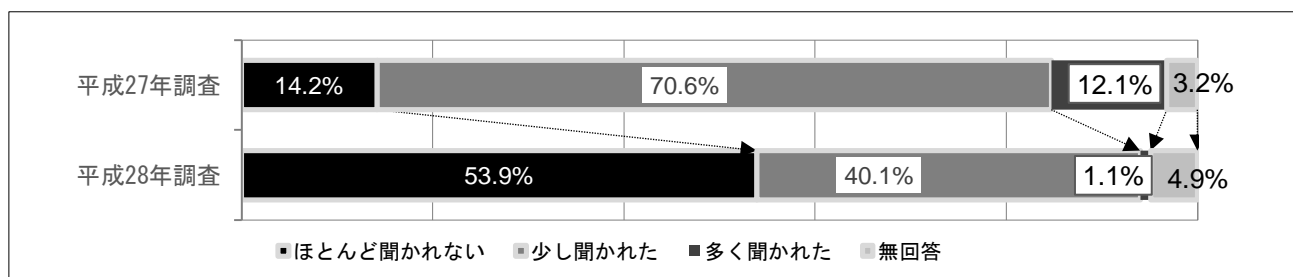
問 4-2 「負担できるので大丈夫」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



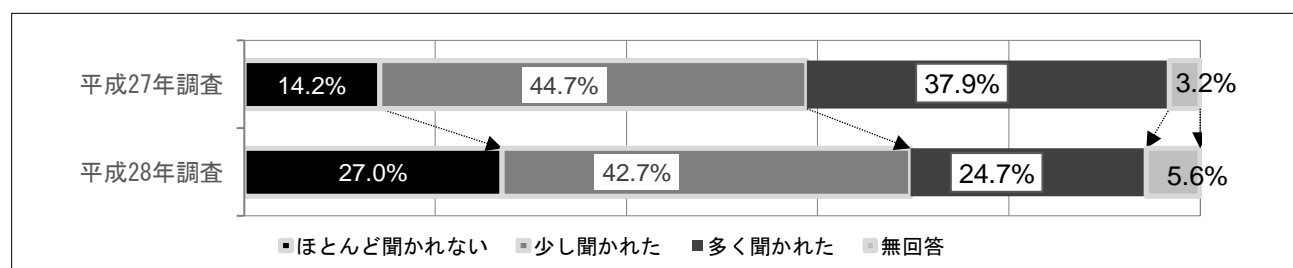
問 4-3 「預貯金があるので大丈夫」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



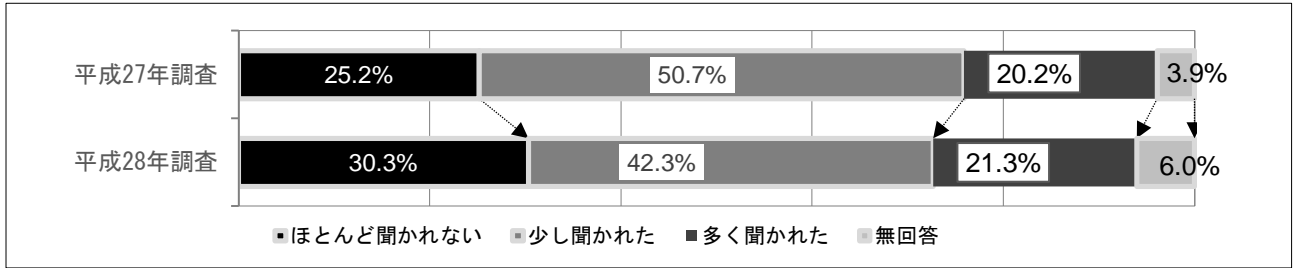
問 4-4 「要件を見て申請をしなかった」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



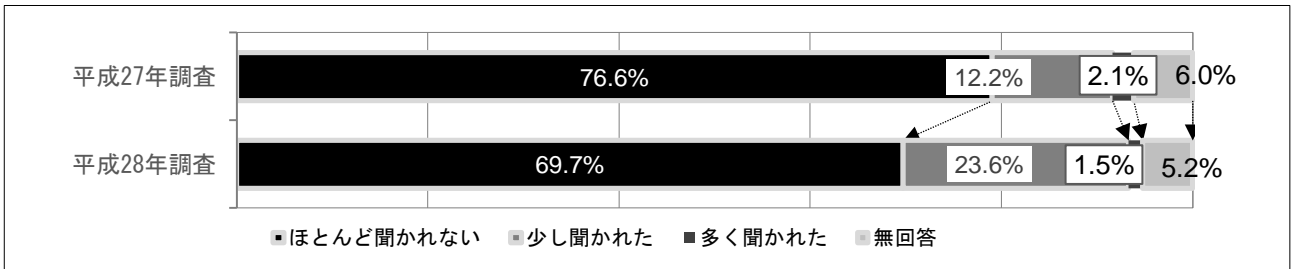
問 4-5 「収入や預貯金まで申告したことに抵抗を感じた」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



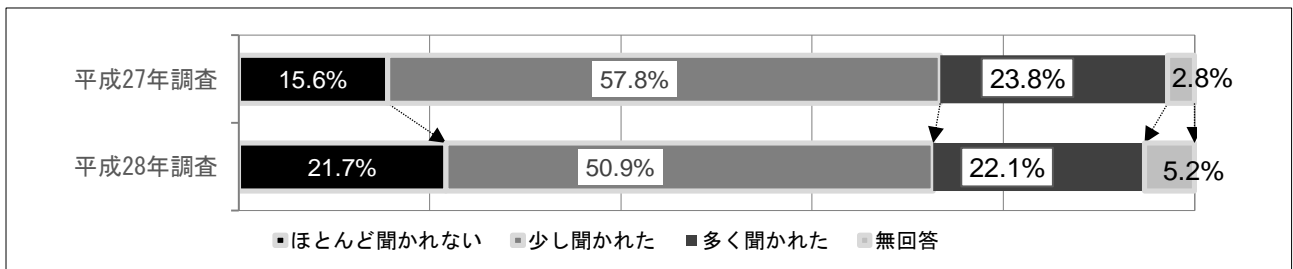
問 4-6 「配偶者の所得まで要件になって困る」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



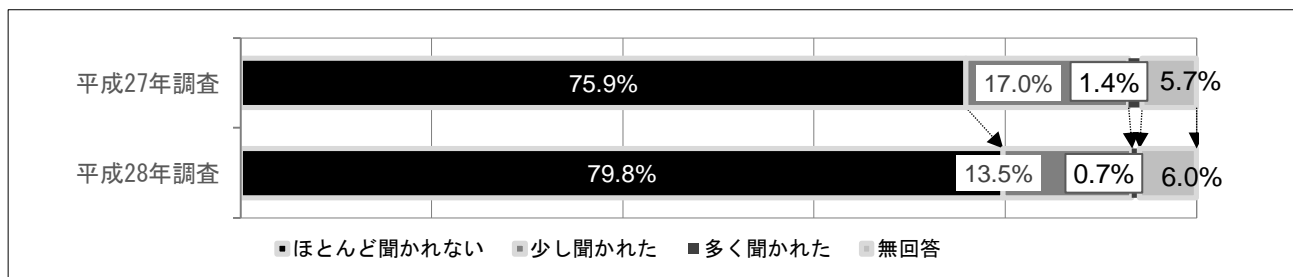
問 4-7 「行政の審査・計算が間違っているのでは」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



問 4-8 「支払が高くて困る」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



問 4-9 「退所も検討しなくてははいけない」(平成 27 年 n=282 平成 28 年 n=267)



問5 その他利用者・家族等から聞かれた意見（自由記述）

●【問5】について（コメント）

自由記述を、5つに分類してまとめた。

遺族年金・障害年金等が対象となり、費用負担が苦しく毎月ギリギリの生活でゆとりがないため、今後の生活に不安を抱いている声が多くあった。

制度変更なので仕方がないといった意見もみられるが、申請手続きの負担や手間に対する不満の声もあった。

●経済的負担について（家族の意見）

- ・収入がわずかにオーバーしただけで支払いが大きく増えてしまった。年間の家計の収支はマイナスとなり、経済的なダメージが大きい。
- ・あるもの全て使うということか、支払はなるべく少なくしたいけど。
- ・どんどん厳しくなる。
- ・（夫婦の入居者から）世帯分離で妻が2か3段階だったのが、夫婦とも4段階になったのが困る。何か節約できる利用料はないか。買い物外出や理美容代など楽しみを削らないとならない。
- ・利用料を2か月に1回の支払い、またはボーナス時に不足分を払うため今回の負担増分（2万円弱）についてはその時にお願いできないか。
- ・障害年金があるため2段階から3段階になり利用料金が高くなったため年金では足りず8月から家族が自分の生活費の中から一部負担をするようになって大変。
- ・毎年料金が上がる。
- ・貯金がなくなったら、入院費や葬祭費はどうすればいいのか。
- ・金額はいくらになるか。
- ・（妻が在宅で、配偶者課税となったケースの妻から）介護状態の夫を支えながら、子供をやっと自立させられる、生活保護からも脱却できた、と思っていたのに、これでは子供たちも貧困から抜け出せない。離婚しかないかもと感じている。
- ・生活費を切り詰めないと、支払いができない。
- ・負担増になり困る。
- ・高くなり困るが、かといって特養を退居する事もできない。
- ・認定要件がどんどん厳しくなっているが、今後もより厳しくなっていくのか不安である。
- ・（配偶者から）ギリギリ住民税の対象になってしまう。
- ・負担限度額の変更により、利用料の支払いが苦しくなってしまう。
- ・収入はあるけど借金の返済もあり、収入があると認定されてしまうのが納得いかない。
- ・負担が大きくなるので、もともと貯蓄からの取り崩しをしていたので、払い続けるのに限界があり、いつまで入居できるかが不安である。
- ・収入が増えるわけではないのに負担だけが増えるのは困る。
- ・収入は増えていないのに負担だけが増えては困る。
- ・（配偶者の収入〔年金〕を勘案し非該当となり、境界層申請をして1段階になった方から）今年は境界層が適用されず4段階になり、離婚をすることになった。

●申請手続きの負担について（家族の意見）

- ・申請書類の本人記入が困難、代理人等の手続きに手間がかかる。
- ・変更の要件については確認できていないケースが大半です。
- ・毎年毎年、申請が大変で困る。
- ・信託の書類を取り寄せるのが大変。
- ・（入居者や配偶者の預貯金の確認において）通帳などの開示を求められることに関しては抵抗を覚える。

●制度全般について（家族の意見）

- ・配偶者要件があるのは厳しい。
- ・複雑になりすぎて、良くわからない。
- ・預貯金等まで申告することに対して納得できない。
- ・役所に何故、手の内さらさなきゃいけないのか。
- ・軽減になるものは、こちらから聞かないと教えてくれないのはどうかと思う。
- ・申請が複雑すぎて困る。
- ・毎年条件変更があり混乱する。
- ・変更点の説明文が分かりにくい。
- ・負担限度額認定制度のほかに利用料金を軽減できる制度があれば教えてほしい。
- ・制度の変更なので仕方がない。預貯金があるので何とかあります。
- ・入居している本人の預貯金ならまだしも、配偶者の預貯金まで洗いざらい確認させられるなんて行政の怠慢だ。
- ・基準が分からない。特に年金に変動が出たわけではないのに変更になった理由をその場で教えてくれなかったから驚いている。独居であり家も貯金もないのになぜ上がったのか。

●入所辞退及び、居室変更について（家族の意見）

- ・（年金で利用料を支払ってきた方で、2段階から3段階になった方から）支払いきれず個室から多床室へ移動したが、移動後も生活状況は厳しい。
- ・居室料金が倍になり、負担感を感じる。
- ・多床室から個室への希望が出ていたが、2段階から3段階へと変更となり、利用料が変わると話すと移動希望をキャンセルされた。
- ・（2段階から3段階へと変更になった方から）個室利用をしており、2万円上がってしまい、本人の年金収入以上の金額となってしまい区に相談したが策はなし。そのため、個室から多床室への移動の希望があるが、なかなか空きがでない。

●入所辞退及び、居室変更について（相談員が感じた家族の様子）

- ・入所に向けての面接を行い、暫定で利用料を提示したところ、支払いが難しく入所を辞退された方が多数いる。
- ・短期入所の利用者の中には、料金が上がり利用日数を減らされる方もいた。

●その他、相談を受ける場面より（家族からのご意見）

- ・（費用負担増を受けて）致し方ない。負担増となるなら多床室への異動希望をしたい。今後も利用料が上がるのか気になるとの意見が聞かれた。
- ・（障害年金のみ受給の方から）年間の支出が年金支給額を上回ってしまい、今後の負担が出来なくなる。
- ・（遺族年金を含むようになって2段階から3段階になった方から）負担増になり困る。
- ・支払いが滞ってしまう。
- ・役所から「昨年と変更ありません。」と説明されたのに、負担段階が上がっている。
- ・出費が多くなって困る。
- ・（入居者の家族が高齢のケース）書類の書き方や添付書類の出し方など、何度も再提出になり、家族の負担がある。
- ・施設の方で値上げしたと思っていた。
- ・料金支払いが困難なため区役所に相談に行った。
- ・昨年は反響があったが、今年の変更についてはほとんど何もなかった。
- ・制度変更の説明は、役所から行ってもらいたかった。
- ・今回の改正を知らない方が多く、料金が上がっているのに、理由を教えて欲しい。
- ・負担額が変更になった理由が分からない。

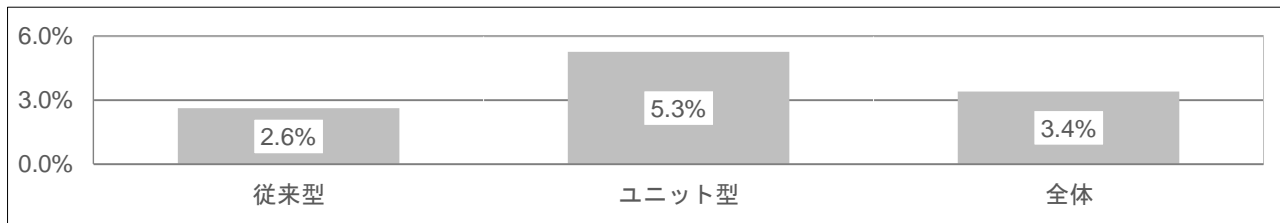
●その他、相談を受ける場面より（相談員が感じた家族の様子）

- ・おやつなどについて、費用負担を心配するような声があった。
- ・利用料が高くなり役所に相談され、生計困難利用者負担軽減の対象者になった方がいた。
- ・子供だからいいが夫婦や兄弟などが手続すると考えると理解ができず申請ができない人も多いのではないか。
- ・年度初め、前月にご家族に十分説明していたこともあり、変更に対する意見は殆ど聞かれなかった。

3 介護保険負担割合について

問1 平成28年8月以降、2割負担の方の人数 (n=調査対象入所者)

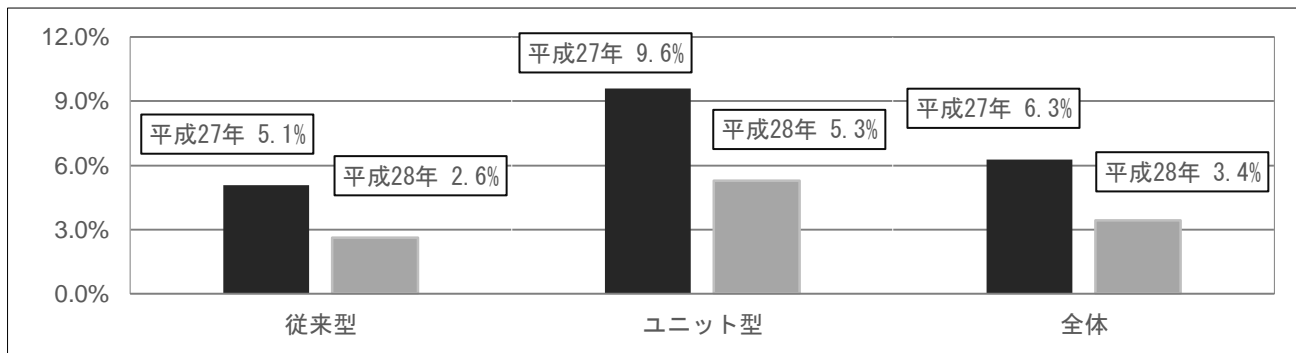
<全体図> (従来型 n=16,123 ユニット型 n=7,012 合計 n=23,135)



<平成27年からの推移(入所者数比)>

(平成27年 従来型 n=17,707 ユニット型 n=6,410 全体 n=24,117)

(平成28年 従来型 n=16,123 ユニット型 n=7,012 合計 n=23,135)

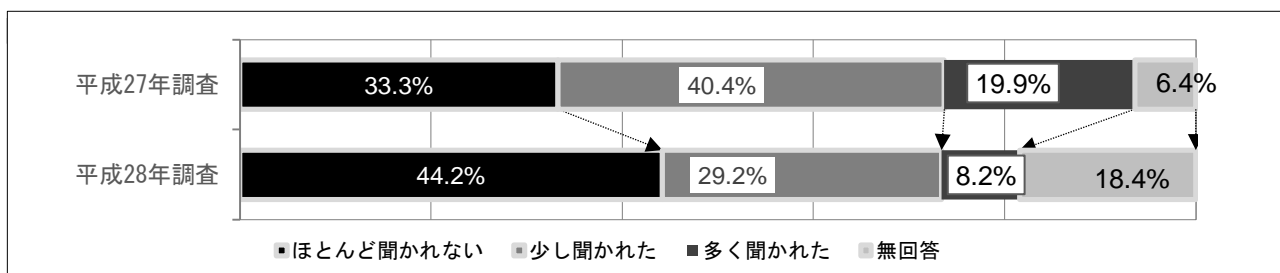


●【問1】について (コメント)

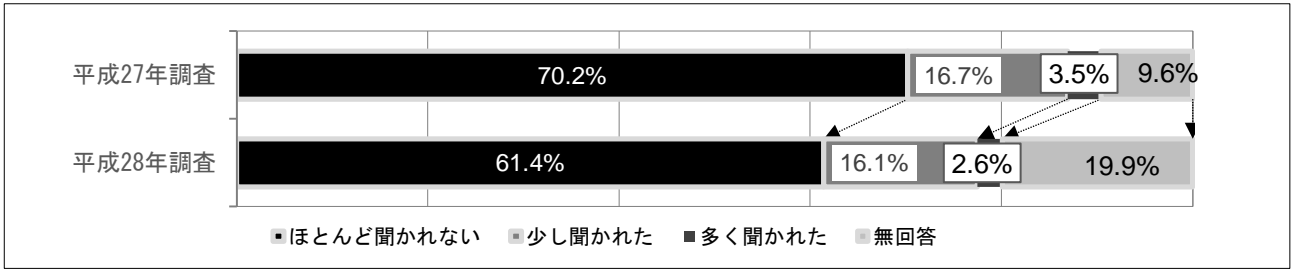
所得に応じた応能負担の考えに基づき、平成27年8月から実施された2割負担だが、今回の調査(平成28年)は、従来型16,123名の内421名(2.6%)ユニット型7,012名の内370名(5.3%)になっている。一方、全施設利用者23,135名の内791名(3.4%)が2割負担になっている。

昨年(平成27年)調査比較すると、全体で6.3%から3.4%、施設別では、従来型5.1%から2.6% ユニット型9.6%から5.3%と減っている。

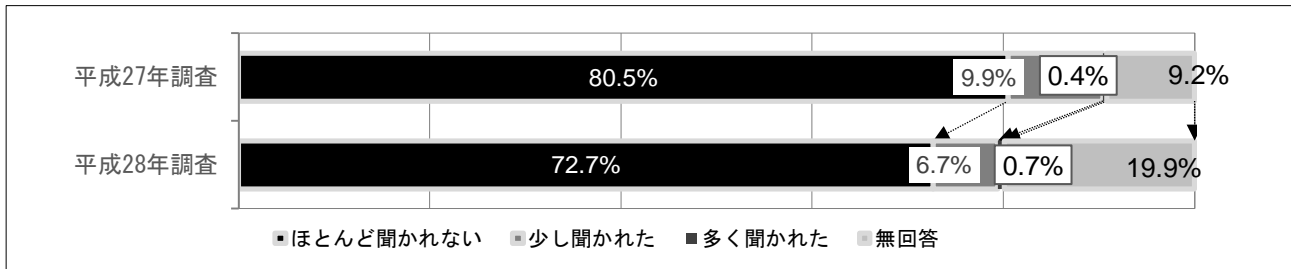
問2-1 2割負担となった利用者・家族の声 (n=調査施設数)



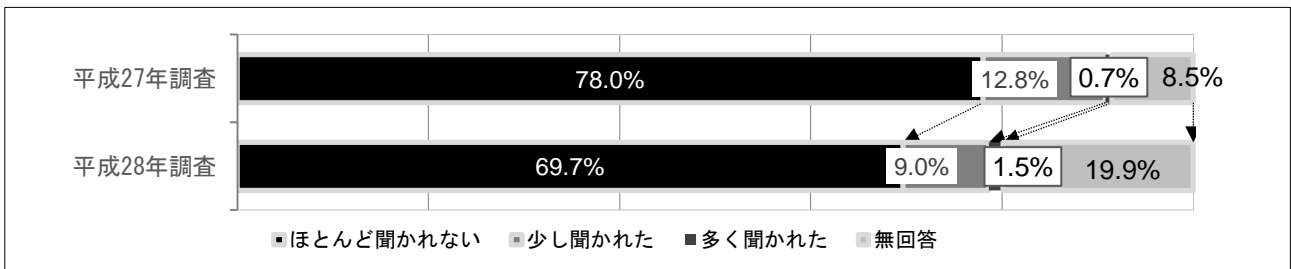
問 2-2 「負担できるので大丈夫」(平成 27 年 n=193 平成 28 年 n=267)



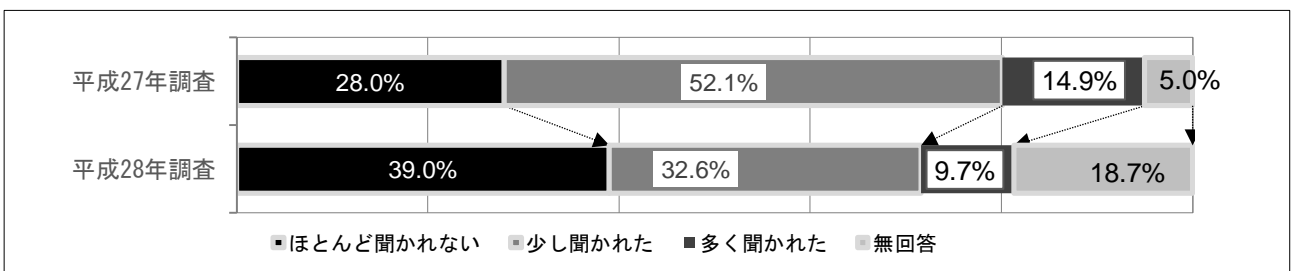
問 2-3 「所得があるので大丈夫」(平成 27 年 n=193 平成 28 年 n=267)



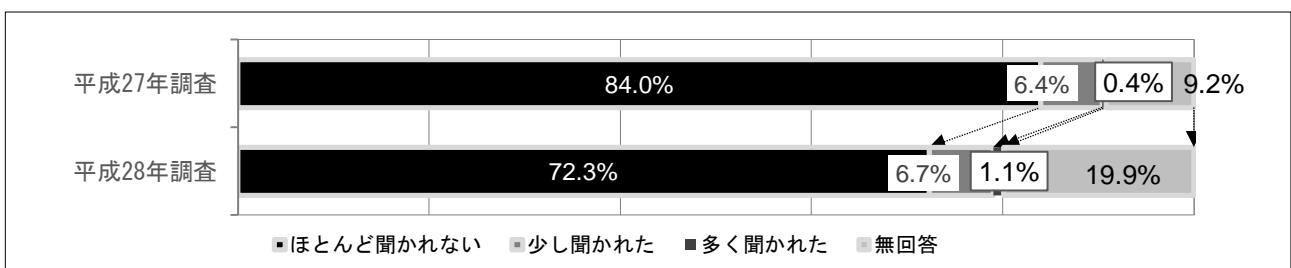
問 2-4 「審査が間違っている」(平成 27 年 n=193 平成 28 年 n=267)



問 2-5 「支払が高くてなって困る」(平成 27 年 n=193 平成 28 年 n=267)



問 2-6 「退所も検討しなくてははいけない」(平成 27 年 n=193 平成 28 年 n=267)



●【問2-1】～【問2-6】について（コメント）

昨年と同様に、6項目に分けて回答を得た

問2-1「仕方がない」と制度への理解を示している利用者（『少し聞かれた』、『多く聞かれた』）が昨年より60.3%から37.4%に大幅に減少した。問2-2、問2-3で負担に『大丈夫』と回答した方（『少し聞かれた』、『多く聞かれた』）は、昨年より1～2%減少した。

その一方、問2-5より支払いは昨年より高くて困る意見（『少し聞かれた』、『多く聞かれた』）は昨年より24.7%減少した。問2-6退所を検討している利用者は、昨年と同様で大きな変動はない結果となった。

問3 その他利用者・家族等から聞かれた意見（自由記述）

●【問3】について（コメント）

自由記述は、4つのカテゴリーに分けてまとめた。

今年度は混乱が少ないとの報告があったが、昨年同様に、自宅での生活を切り詰めないとならない等の負担が大きいとの不満の声も多く聞かれる。

●大きな変動はない（家族の意見）

- ・収入があったので、1年間だけならば。

●経済的負担について（家族の意見）

- ・負担が高い分はやはり何とかならないか？
- ・自宅で生活している妻が生活を切り詰めている。自宅に引き取ることも考えたが、やっと入れた特養であり、在宅では共倒れが目に見えている。しかしこの値段では、一般病院の入院費より高いのでは。正直厳しい。
- ・父が病院にいる。母が低額の特養に入所し、とても助かったが貯金まで見られてしまうため、取り崩して対応するのでいつまでもつか不安。
- ・支払金額が高くなり、毎月のことなので大変だ。
- ・（入所者の娘から）入居中の父の利用料が2割負担となったことで、母が生活を節約し、タクシー等使わず、膝が悪いのに歩いていたら転倒してしまい、骨折・入院・手術をすることになったと。
- ・夫もしくは妻、片方だけの年金・預貯金で生活を賄っている場合、負担が大きくて困る。
- ・これほど料金が上がるとは思わなかった。

●経済的負担について（相談員が感じた家族の様子）

- ・入居されているご本人自身の支払いに関しては問題がないが、自宅で生活をしている配偶者の生活費を賄えずに困ってしまった。

●入所辞退及び、居室変更について（相談員が感じた家族の様子）

- ・今年度の改定では2段階から3段階に変更したのみで大きな混乱はなかったが、昨年度2段階から4段階に変わった方が多数おり、1名多床室の特養へ転居した。

・ ショートステイの利用者で利用日数を減らした方がいた。

● その他、制度全般について（家族の意見）

- ・ 預貯金等の資産についてはほぼ自己申告なので不公平感、制度として不信感がある。
- ・ （一時的な所得での 2 割負担への変更の方から）1 年後には 1 割負担に戻ることきいて安心した。
- ・ 昨年は土地を区画整備で売却したがために 2 割負担となった方がいましたが、今年は 1 割負担でした。お金があるとはいえ、2 割認定の在り方に矛盾を感じます。
- ・ 1 割負担と 2 割負担の差が僅かしかなく、その割に影響が大きい。

● その他、制度全般についての意見（相談員が感じた家族の様子）

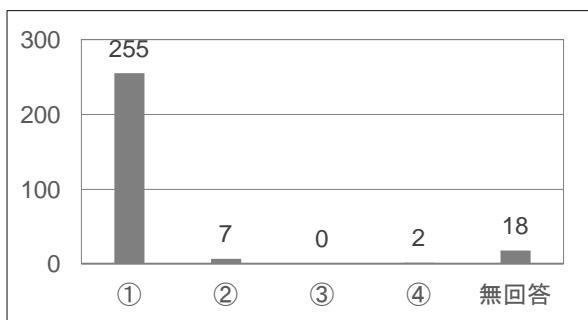
- ・ 昨年度に比べ、今年度に 2 割負担となった方はいなかった。
- ・ 昨年度 2 割に変更になった方はいたが、今年はいなかった。昨年度 2 割になった方は、あまり負担を感じてはいなかった様子。
- ・ 事前に家族懇談会等で情報提供を行っていたため、混乱が起きることはなかった。

問 4 負担限度額が変更または、2 割負担となった方に対する、緩和措置の検討状況
(n=調査施設数)

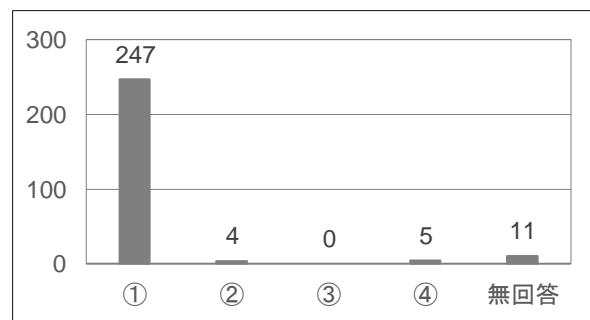
<選択肢>

- ① 検討はしていない。
- ② 負担限度額が適用除外になった方のみ検討している。
- ③ 2 割負担者のみ検討している。
- ④ 負担限度額、2 割負担者、両方とも検討している。

平成 27 年 (n=282)

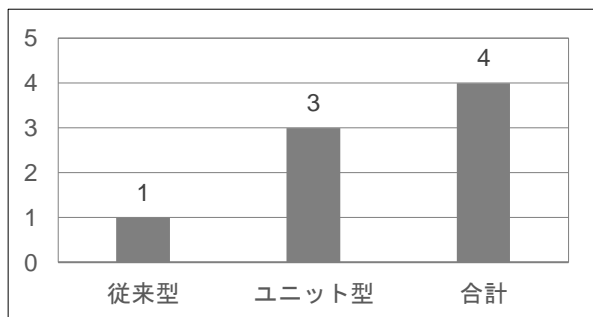


平成 28 年 (n=267)

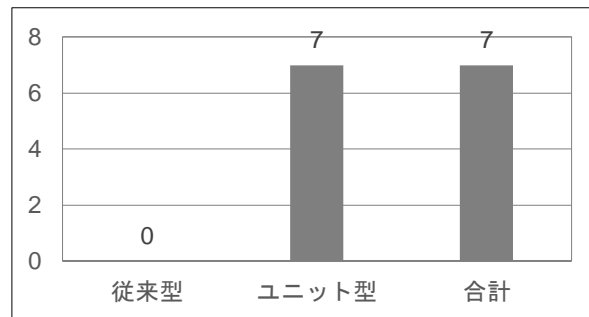


問5 負担限度額の変更、もしくは、2割負担となって、施設を退所された方の状況
(n=調査施設数)

平成27年 (n=282)



平成28年 (n=267)



問6 施設を退所された方の転居先

転居先	平成27年		平成28年	
	従来型	ユニット型 (n=7)	従来型 (n=1)	ユニット型 (n=3)
従来型特養		1		5
老人保健施設				
グループホーム				
お泊りデイサービス				1
長期療養できる医療機関				
自宅				1
サービス付高齢者住宅	1			
その他		1		
未記入		1		

●【問6】について（コメント）

退所した利用者は、昨年の4名から7名に増えており、従来型に転居された方が一番多い状況である。その際、自宅やお泊りデイを選択した方もいた。

今年度の調査では従来型からの退所との回答はなかったが、ユニット型と合わせて今後も増加する可能性が考えられる。

Ⅲ 総括

1 負担限度額要件の変更について

調査データより負担限度額認定証対象 23,135 名のうち、平成 28 年 8 月の非課税年金収入による要件変更に伴い 4,264 名の方、約 18%が 2 段階から 3 段階への負担引き上げとなりました。

負担限度額要件の変更により従来型特養では 1 万円～2 万円、ユニット型では 2 万円～3 万円の負担増額となっています。

負担限度額要件の変更に該当した利用者・家族の声として、「費用負担が苦しく、今後の生活に不安を抱いている。」という声が多く聞かれています。また、制度全般に対する意見が昨年より多く寄せられました。

2 介護保険負担割合の変更について

調査データより入所者 23,135 名うち約 3.4%の方が 2 割負担となっており、平成 27 年 8 月施行当初と比較すると 2.9%減となっています。特にユニット型特養では 4.3%減となっており、2 割負担利用者の減少要因としては 2 割負担の新規入所者が減少したためと考えられます。

2 割負担の新規利用者が減少している背景として、従来型・ユニット型特養以外に、多様化する介護サービスを選択できる経済的余裕があることも一因となっています。その一方で 1 割負担と 2 割負担の境界層で 2 割負担となってしまった利用者・家族からは、「利用料の支払いのために生活を切り詰めている。」との深刻な意見も聞かれており、利用者・家族の経済的負担軽減として多床室への転居等配慮した施設もわずかではありますが存在しました。

平成 27 年 4 月の改定からわずか 1 年あまり、平成 28 年 8 月には非課税年金収入額も判定要件に勘案され、平成 30 年 8 月からは現役世代並みの所得がある高齢者は、3 割負担が決定しました。

超高齢社会に対応する保険給付費の増大に対し、応能負担による自己負担の引き上げが求められたことにより、経済的余裕がある高齢者には介護サービスの選択肢の幅は広がり、それ以外の高齢者や家族にとっては、既存のサービス利用料ですら生活を圧迫していることが調査結果からもあきらかとなっています。

給付費の増加と財政難が続く中、制度を持続可能にするための選択肢は限られていると推察できますが、介護保険制度の基本的理念である「自己決定の尊重」「住み慣れた環境での生活の継続」「自立支援」からの乖離は否めません。負担増に対する高齢者・家族介護者への支援、及び制度の在り方を早急に検討すべきであると考えます。

末筆になりますが今回のアンケートに調査、ご協力いただきました施設・生活相談員の皆様に深く御礼申し上げます。生活相談員研修委員会ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会(SWV)は、今後も負担限度額及び負担割合証の調査を継続し、高齢者、ご家族の声に寄り添って参りたいと思います。

生活相談員職員研修委員会
ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会一同

東京都高齢者福祉施設協議会 生活相談員研修委員会
ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会

費用負担見直しに伴う利用者・家族への影響に関する調査【調査票】

- 1 調査対象 東京都高齢者福祉施設協議会特養分科会会員施設 生活相談員 467カ所
- 2 調査目的 平成27年4月の介護保険法の改定による介護報酬の減額は「負担限度額の要件の変更」「2割負担の導入」など、特別養護老人ホームに入所を希望される方、入所されている方にとって、大変厳しい改定となりました。平成28年8月には、非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）も判定要件に勘案されることとなります。こうした中、介護報酬改定が入所を希望されている高齢者・家族、入所されている高齢者・家族にどのような影響があったか、現在の特養分科会会員施設の状況把握と今後の活動の参考にすることを目的とした調査を行う。
- 3 調査期間 平成28年10月14日～平成28年10月31日
- 4 実施方法 回答依頼文をメール・FAXにて送付し、WEBの回答フォーマットより回答を得る。

1 施設の形態について

問1 施設の形態について教えてください。

施設の形態（選択肢）

- ・従来型特養
- ・ユニット型特養

2 負担限度額認定について

問1 平成28年7月31日時点での負担限度額認定者の数を教えてください。

※負担限度額認定者（境界層を含め該当する人数を記載してください）

人数（記述）

- ・在籍者：__ 人
- ・1段階：__ 人
- ・2段階：__ 人
- ・3段階：__ 人
- ・4段階：__ 人

問2-1 平成28年8月時点での負担限度額認定者の数を教えてください。

※境界層を含め該当する人数を記載してください

人数（記述）

- ・在籍者：__ 人
- ・1段階：__ 人
- ・2段階：__ 人
- ・3段階：__ 人
- ・4段階：__ 人

問2-2 7月31日時点で集計した方が、8月に入りどのように変わったのか、該当する箇所に変更された人数を記載してください

※なお、8月に入居された方は含みません

人数（記述）

- ・ 2段階から3段階になった人：__ 人
- ・ 2段階から4段階になった人：__ 人
- ・ 3段階から4段階になった人：__ 人

問3 負担限度額が変更になった利用者・家族に関して伺います。

問3-1 非課税年金を勘案して変更になった利用者は何人位いましたか。

人数（選択肢）

- ・ 1～3人
- ・ 4～6人
- ・ 7～9人
- ・ 10～12人
- ・ 13～15人
- ・ 16～18人
- ・ 19～21人
- ・ 22～24人
- ・ 25～27人
- ・ 28～30人
- ・ 0人

問3-2 配偶者の所得を勘案して変更になった利用者は何人位いましたか。

人数（選択肢）

- ・ 1～3人
- ・ 4～6人
- ・ 7～9人
- ・ 10～12人
- ・ 13～15人
- ・ 16～18人
- ・ 19～21人
- ・ 22～24人
- ・ 25～27人
- ・ 28～30人
- ・ 0人

問3-3 預貯金額が要件で外れた利用者は何人位いましたか。

人数（選択肢）

- ・ 1～3人
- ・ 4～6人
- ・ 7～9人

- ・ 10～12 人
- ・ 13～15 人
- ・ 16～18 人
- ・ 19～21 人
- ・ 22～24 人
- ・ 25～27 人
- ・ 28～30 人
- ・ 0 人

問 3－4 要件を見て、申請をしなかった利用者は何人位いましたか。

人数（選択肢）

- ・ 1～3 人
- ・ 4～6 人
- ・ 7～9 人
- ・ 10～12 人
- ・ 13～15 人
- ・ 16～18 人
- ・ 19～21 人
- ・ 22～24 人
- ・ 25～27 人
- ・ 28～30 人
- ・ 0 人

問 3－5 非課税年金で変更（2 段階から 3 段階）となった利用者は、いくら位利用料が変わりますか。

金額（選択肢）

- ・ 0～1 万円
- ・ 1～2 万円
- ・ 2～3 万円
- ・ 3～4 万円
- ・ 4～5 万円
- ・ 5～6 万円
- ・ 6～7 万円
- ・ 7～8 万円
- ・ 8～9 万円
- ・ 9～10 万円
- ・ 10 万円以上

問 4 負担限度額が変更になった利用者・家族の声を教えて下さい。

問 4－1 「制度変更なので仕方がないです。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ ほとんど聞かれない
- ・ 少し聞かれた

- ・多く聞かれた

問4-2 「負担できるので大丈夫です。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問4-3 「預貯金があるので大丈夫です。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問4-4 「要件を見て申請しなかった。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問4-5 「収入や預貯金まで申告したことに抵抗を感じた。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問4-6 「配偶者の所得まで要件になって困る。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問4-7 「行政の審査・計算が間違っているのでは。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問4-8 「支払いが高くて困る。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問4-9 「退所も検討しなくてははいけない。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問5 その他、利用者・家族から聞かれたご意見がありましたらご記入ください。

利用者・家族から聞かれたご意見（自由記述）

3 介護保険負担割合について

問1 貴施設の利用定員と8月に2割負担となった方の人数を教えてください。

人数（記述）

- ・定員：__ 人
- ・2割負担になった者：__ 人

問2 2割負担となった利用者・家族の声を教えてください。

問2-1 「制度変更なので仕方がないです。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問2-2 「負担できるので大丈夫です。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問2-3 「所得があるので大丈夫です。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問2-4 「審査が間違っている。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問2-5 「支払いが高くて困る。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問2-6 「退所も検討しなくてははいけない。」

利用者・家族の声（選択肢）

- ・ほとんど聞かれない
- ・少し聞かれた
- ・多く聞かれた

問3 その他聞かれたご意見がありましたらご記入ください。

その他聞かれたご意見（自由記述）

問4 負担限度額が変更となった方、2割負担となった方に対して、緩和措置を検討していますか。

措置緩和の検討状況（選択肢）

- ・検討はしていない
- ・負担限度額が適用除外になった方のみ検討している
- ・2割負担者のみ検討をしている
- ・負担限度額、2割負担者、両方とも検討している

問5-1 負担限度額の変更、若しくは、2割負担となって、施設を退所された方はいますか。

退所された方（選択肢）

- ・いる
- ・いない

問5-2 問5-1で「いる」とお答えいただいた方にお聞きします。施設を退所された方の人数を教えてください。

人数（記述）

- ・退所された方：__ 人

問6 問5-1で「いる」とお答えいただいた方にお聞きします。施設を退所された方は、何処に移られましたか。

退所された方の行先（選択肢）※複数選択可

- ・従来型特養
- ・老人保健施設
- ・グループホーム
- ・お泊りデイサービス
- ・長期療養できる医療機関
- ・自宅
- ・サービス付高齢者住宅
- ・その他

東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会
平成28年度 ソーシャルワークビジョン検討小委員会 名簿

任期 平成27年4月1日～平成29年3月31日

No.	選出区分	役職	所属	氏名
1	生活相談員 研修委員	統括	水元園	桜川 勝憲
2		委員	あかね苑	大住 優
3		委員	ファミリーマイホーム	田代 航也
4	城西	責任者	第二南陽園	工藤 章子
5	八王子	副責任者	藤寿苑	佐久間 伸幸
6	養護	委員・書記	檜の里	長田 信介
7	城東	委員・書記	さの	長浜 亜希子
8	城西	委員・広報	第二光陽苑	羽田 竜太
9	中央	委員	成幸ホーム	新庄 正
10	城北	委員	うきま幸朋苑	田原 淳
11	墨東	委員	深川愛の園	柏倉 久仁彦
12	城南	委員	大森	小嶋 進太郎
13	南多摩	委員	高ヶ坂ひかり苑	八木下 恭太
14	北南	委員	三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山	小島 直彦
15	北南	委員	シルバーハイツ谷保	南澤 直彦
16	北北	委員	多摩済生園	田中 伸一
17	青梅	委員	あゆみえん	島崎 了誌
18	秋川	委員	羽生の里	本郷 菜奈
19	軽費	委員	ケアハウスはごろも	阿部 浩子

○東京都高齢者福祉施設協議会について

東京都社会福祉協議会（東社協）東京都高齢者福祉施設協議会は、東京都内の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、デイサービスセンターを会員とする組織です。

会員が相互に研さんを重ねながらサービスの質を高め、利用者主体による高齢者福祉の発展を目的として、施設で働く職員を対象とした研修会や実践研究発表会（アクティブ福祉 in 東京）、調査研究活動、制度の拡充を目指した提言活動（ソーシャルアクション）などを行っています。



東京都高齢者福祉施設協議会
イメージキャラクター「アクティブル」

「費用負担見直しに伴う利用者・家族への影響に関する調査」報告書

平成29年6月

《発行》

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会

職員研修委員会 生活相談員研修委員会 ソーシャルワークヴィジョン検討小委員会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

（電話）03-3268-7172

（ファックス）03-3268-0635

（メール）kourei@tcsw.tvac.or.jp

※無断転載・複製を禁じます。